佐倉市、酒々井町清掃組合告示第７号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第１項の規定により、令和５年１０月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

１．期　　日　令和５年１０月３日（火）午後１時３０分開会

２．場　　所　佐倉市、酒々井町清掃組合
酒々井リサイクル文化センター 管理棟２階大会議室

令和５年９月２５日

佐倉市、酒々井町清掃組合
管理者　西　田　三 十 五

○令和５年１０月３日

○現在議員５名で次のとおり

１番	綿　貫　　薫	２番	小早稲　美　穂
３番	徳　永　由美子	４番	伊　藤　とし子
５番	村　田　穣　史		

令和５年１０月定例会

令和５年１０月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和５年１０月３日（火曜日）午後１時３０分開議

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案の上程　議案第１号、議案第２号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

１．開会
２．開議の宣告
３．諸般の報告
４．会議録署名議員の指名
５．会期の決定
６．議案の上程
　議案第１号、議案第２号
７．提案理由の説明
８．質疑
９．討論
10．採決
11．閉会

○出席議員（５名）

議長	村田穣史	副議長	小早稲美穂
１番	綿貫薫	３番	徳永由美子
４番	伊藤とし子		

○欠席議員（なし）

○議会事務局出席職員氏名

総務課 人事給与係長	櫻井江里佳	総務課 庶務係長	秋葉瞳

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	西田三十五	副管理者	小坂泰久
事務局長	鈴木則彦	総務課長	坂上雅敏
会計管理者	田中綾子		

○連絡員

施設管理課 課長補佐	荒川修	施設管理課 施設係長	上田圭二
総務課 主任主事	平澤晴紀		

◎開会の宣告

（午後　１時３０分）

○議長（村田穣史）　ただいまの出席議員は５人であります。

したがいまして、令和５年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣言

○議長（村田穣史）　直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村田穣史）　日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員より現金出納検査の結果報告の提出がございました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、行政報告について事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長。

○事務局長（鈴木則彦）　事務局長の鈴木でございます。お許しをいただきまして、諸般の報告をさせていただきます。失礼をして着座にて報告をさせていただきます。

先月発生いたしました台風13号に係る組合の対応についてご報告をさせていただきます。

今回の台風にて甚大な被害を被りました茂原市の方へ、千葉県知事から災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定等に基づく災害廃棄物処理の協力依頼がございまして、業務支援のため９月19日に職員１名、21日に運搬用車両１台と職員２名を派遣いたしました。

県内の一部事務組合では、当組合が唯一の協力団体でございました。

なお、災害廃棄物処理の業務支援につきましては、９月22日をもちまして終了とのことでございます。

また、災害廃棄物処理のための施設の提供につきましても、災害時等における災害廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書に基づきまして、可燃物等の受け入れについて協力する旨を回答いたしましたが、当該地域内の処理施設にて対応する目途が立ったと、とのことでございますので、実際の受け入れにつきましては行ってございません。

今後も台風や秋雨前線による大雨の発生が予測されておりますことから、引き続き十分な防災体制及び協力体制を整えてまいります。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田穣史）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、綿貫薫議員、小早稲美穂議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（村田穣史）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田穣史）　ご異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日１日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（村田穣史）　日程第３、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第１号及び議案第２号を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田穣史）　ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１号及び議案第２号を一括議題とすることに決しました。

◎提案理由の説明

○議長（村田穣史）　議案第１号及び議案第２号について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（西田三十五）　管理者の西田三十五でございます。着座にて失礼いたします。本日ここに令和５年10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

ただいまから本会議に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第１号は、令和４年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入決算額は、決算額17億8,401万6,800円に対しまして、歳出決算額は17億3,285万2,045円でありまして、差引残額は全額翌年度に繰り越し、実質収支額は5,116万4,755円であります。

初めに、歳入決算の概要を申し上げます。歳出決算の総額は令和３年度と比較いたしますと3.2％、金額にいたしまして5,522万6,954円の増となりました。

主な歳入について申し上げますと、分担金及び負担金は８億2,143万2,000円でありまして、2.2％の増となっております。使用料及び手数料は４億3,940万4,350円でありまして、ごみ搬入量の減により2.3％の減となっております。諸収入は２億401万8,912円でありまして、災害共済金などにより

15.0％の増となっております。

次に歳出決算の概要を申し上げます。歳出決算の総額を令和３年度と比較いたしますと7.6％、金額にして１億2,179万6,114円の増となりました。

主な歳出を申し上げますと、総務費は１億4,711万7,609円でありまして、国庫支出金等返還経費などにより7.4％の増となっております。衛生費は12億4,755万5,127円でありまして、ごみ焼却処理施設等管理業務委託料の増などにより6.3％の増となっております。公債費は２億7,910万1,649円でありまして、償還金元金の増額などにより46.1％の増となっております。

以上、令和４年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げました。

次に、議案第２号は補正予算であります。

議案第２号、令和５年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ5,116万3,000円を増額いたそうとするものであります。

歳入は繰越金の増額であります。歳出の主なものといたしましては、清掃施設管理運営事業の増額及び繰越金の財政調整基金への積立などであります。

債務負担行為につきましては、令和６年度において４月当初から実施する事業について２件の設定をいたそうとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案につきましてご説明を申し上げました。何卒審議の上、ご採択くださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

大変失礼しました。中段の歳入決算の総額と読むところを、私が歳出決算と申して上げてしまいました。訂正は、歳入決算の総額と改めていただきたいと思います。

あと、総務費の中で、正式には１億4,071万7,609円と訂正させていただきます。

以上でございます。大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

○議長（村田穣史）　続きまして事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鈴木則彦）　事務局長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。提案理由の補足説明をさせていただきます。失礼をして着座にて説明をさせていただきます。

まず、議案第１号でございます。令和４年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の５ページをお願いをいたします。

歳入の主なものでございます。

上段、１款分担金及び負担金、１項負担金、１目組織市町負担金、収入済額８億2,143万2,000円につきましては、構成市町であります佐倉市、酒々井町の事務事業費負担金及び建設事業費負担金でございます。

続きまして中段、２款使用料及び手数料、１項手数料、１目衛生手数料、収入済額４億3,940万4,350円につきましてはごみ処理手数料でございます。

６ページをお願いをいたします。

上段、３款財産収入、２項財産売払収入、１目物品売払収入、収入済額139万7,623円につきましては、不用となりました物品を売却したものでございます。

７ページをお願いをいたします。

中段、６款諸収入、２項１目雑入、収入済額２億401万8,911円につきましては、有価物売払収入、混合カン売払収入、売却電力料金、災害共済金などでございます。

続きまして歳出の主なものでございます。

11ページをお願いをいたします。

１款１項１目、１議会費24万7,660円につきましては、組合議員５名分の議員報酬及び費用弁償でございます。

続きまして15ページをお願いをいたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目、１一般管理費１億3,372万7,989円につきましては、特別職及び一般職職員の人件費などでございます。

17ページをお願いをいたします。

上段、２目諸費、１国庫支出金等返還経費691万6,000円につきましては、令和元年度の台風15号により、新設焼却棟の屋根が破損し、国庫の災害復旧補助金にて対応いたしましたが、全国市有物件災害共済金が支給されたため、国庫補助金の一部を返還したものでございます。

続きまして21ページをお願いいたします。

３款衛生費、１項清掃費、１目じん芥処理費、１清掃施設管理運営事業12億1,875万913円につきましては、ごみの焼却、破砕処理及び埋め立て処分などを行う経常的経費であり、施設の維持管理委託、補修工事などに要した経費でございます。

23ページをお願いをいたします。

下段、２清掃施設整備事業2,636万7,000円につきましては、臨時的経費でございまして、業務委託や工事請負費などに要した経費でございます。

続きまして24ページをお願いいたします。２目、１センター運営費243万7,214円につきましては、リサイクルセンターの管理運営に要した経費でございます。

続きまして27ページをお願いをいたします。

４款１項公債費、１目、１元金２億7,530万9,302円及び２目、１利子379万2,347円につきましては、平成28年度から30年度にかけまして実施をいたしました、基幹的設備改良工事の国、県からの借入金に対します償還金でございます。

続きまして31ページをお願いをいたします。

５款諸支出金、１項基金費、１目、１財政調整基金費6,523万円につきましては、財政調整基金へ積み立てたものでございます。

以上、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして説明をさせていただきました。

続きまして実質収支に関する調書についてでございます。

決算書39ページをお願いをいたします。

歳入総額17億8,401万6,800円、歳出総額17億3,285万2,045円、歳入歳出差引額5,116万4,755円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんことから、実質収支額は歳入歳出決算額と同額の5,116万4,755円でございます。

続きまして財産に関する調書についてでございます。41ページをお願いをいたします。

１公有財産につきましては、 昨年度と同様でございまして変動はございません。２物品でございます。決算年度末現在高は、貨物車５台、特殊車９台、乗用車２台、合計16台でございます。４年度に３トンダンプ１台を売却いたしましたことから、前年度から貨物車が１台減となってございます。３基金につきまきしては、財政調整基金でございまして、決算年度末現在高は４億5,615万1,000円でございます。

なお、令和４年度各事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果の説明書に記載のとおりでございます。

議案第１号、令和４年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の認定についての補足説明は以上でございます。

続きまして議案第２号でございます。令和５年度佐倉市、酒々井町一般会計補正予算でございます。

補正予算書の８ページをお願いをいたします。

まず歳入でございます。５款１項１目繰越金、１前年度繰越金5,116万3,000円につきましては、令和４年度決算の繰越額でございます。

続きまして歳出の主なものでございます。

14ページをお願いをいたします。

３款衛生費、１項清掃費、１目じん芥処理費、１清掃施設管理運営事業1,384万7,000円につきましては、各焼却炉に付随しております砂循環ラインの更新工事でございます。

16ページをお願いをいたします。

５款諸支出金、１項基金費、１目、１財政調整基金費3,730万2,000円につきましては、前年度繰越額の２分の１以上を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

それでは戻りますが、４ページをお願いをいたします。

第２表、債務負担行為でございます。人事給与システム支援業務委託及び警備業務委託につきましては、既存契約が令和６年３月末をもち終了となりますことから、令和６年４月以降も継続して業務を行う必要があるため、債務負担行為を設定し、年度内契約を行うためのものでございます。

議案第２号、令和５年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算の補足説明は以上でございます。

以上、提案理由の補足説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

失礼いたしました。実質収支のところでございますが、一部言い間違いがございまして、実質収

支額は歳入歳出差引額と読むところを決算額と読んでしまいましたので訂正をさせていただきます。

実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の5,116万4,755円でございます。

以上でございます。

◎質疑

○議長（村田穣史）　これより議案第１号及び議案第２号の２件について質疑を行います。

なお、質疑については、会議規則に基づき３回までといたします。

質疑はございますか。

伊藤議員。

○議員（伊藤とし子）　伊藤です。よろしくお願いいたします。まず２項目を一度にお聞きいたします。

まず、長期借入金の借換えの検討をする必要性はあるかどうかのご見解を伺います。

○議長（村田穣史）　事務局長。

○事務局長（鈴木則彦）　長期借入の借換えということでございます。現在の清掃組合の地方債につきましては、平成28年度から30年度に行いました基幹的設備改良工事の部分でございます。

内容といたしましては、国の財政融資資金と千葉県の千葉県市町村振興資金の２種類でございます。

国の財政融資資金につきましては、現在融資期間が15年間、利率が年0.04から0.2パーセント。非常に低い金利でございます。

また、千葉県の市町村振興資金につきましても、融資期間が10年間でございまして、利率が0.005から0.01と非常に低い金利となっている状況でございます。

ご質問の借換えの検討についてでございますが、県の市町村課から、毎月長期金利貸付の改定の資料が送られてきます。地方公共団体金融機構から資料が毎月送られてきまして、それと比較をいたしますと、現在借りている利率の方が非常に低い利率でございます。

現在、金利が上がってきている状況もございますので、現在のところは借換えの検討はしておりませんが、引き続き注視をして参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（村田穣史）　伊藤議員。

○議員（伊藤とし子）　わかりました。

１号議案なんですけれども。焼却残渣と焼却灰に関しまして、それぞれの処理単価、処理量、それから処理費ですね、それをお聞きしたいと思います。

併せてですね、これをなぜ聞くのかというと、この中の焼却残渣の方なんですけれども、新井総合君津環境整備センターにこれを搬入しているということをお伺いしまして、この新井総合はですね、今、非常に今問題を抱えているところです。

日本最大級の管理型産業廃棄物処分場なんですけれども、この産廃処分場は、千葉、市原、袖ヶ浦、木更津、君津、富津、この６市、合計97万人の水道水源である小櫃川の支流、御腹川の源流域

にあります。

それで2011年、原発事故直後から５月まで8,000ベクレルから20,000ベクレルの放射性廃棄物を１期処分場に受け入れてきていました。ところが、この１期処分場が2012年の１月に汚染水が漏洩して、高濃度の塩化物イオンが検出されたために、県から搬入停止の勧告を受けて、現在もそれが継続中ということです。

ですので、先ほど残渣、それから焼却灰、これは別ですけどね、これについての処理量とか聞きましたけれども、併せてですね、この新井への、新井総合君津環境整備センターへの搬入開始はいつからで、期間と搬入量、処理総額について伺います。

○議長（村田穣史）　事務局長。

○事務局長（鈴木則彦）　まず、焼却残渣と焼却灰のご質問でございます。決算書で見ますと、22ページのところに決算額が出てございます。

まず、ご質問の焼却残渣につきましては、22ページ中段でございます、焼却残渣収集運搬処理業務委託料ということで、決算額が5,181万1,232円、これが処理量全体の経費でございます。

処理量につきましては、約1,472トンで、処理単価を割り返しをいたしますと１トンあたり３万5,200円、税込みでございますが、３万5,200円になろうかと思います。

続きまして焼却灰でございます。焼却灰は、その１、その２ということで２つの契約がございますが、その１の方は湿灰ということで、24、25パーセントの湿灰でございますね、その２は乾灰、乾いている灰ということで、それぞれ決算額の合計で、処理料につきましては１億8,300万3,527円になろうかと思います。その１、その２の合計額でございます。

搬入量、処理量でございますね。これにつきましては3,367トンでございます。単価につきましては約５万4,350円、トンあたりと、いう結果になろうかと思います。

続きまして、新井総合施設についてでございます。これにつきまして、君津環境整備センターの方には焼却残渣ということで、平成23年度から業務委託料ということで委託をしてございます。

期間でございますが、文書管理規程に基づきまして10年間でございますので、令和４年度から平成25年まで、10年間という形になろうかと思います。10年間分ということでお答えをさせていただきたいと思います。

搬入量につきましては、合計で9,043トン、委託料の総額が２億9,550万1,778円でございます。

以上でございます。

○議長（村田穣史）　伊藤議員。

○議員（伊藤とし子）　はい、ありがとうございました。

この１期の処分場がまだ、本当に中の滞留水もそのまんまで、どういう状況になっているのかわからないっていう、そういう様な状況な訳です。ですので、この丁度、2011年のこの搬入停止を受けた時も、多分、ここからの焼却残渣が行っているはずなんですね。そういう事も含めまして、ここの新井総合そのもののあり方っていうんでしょうかね。非常に、私たちもこの環境の問題というのも含めて、やはりごみを出さないという、そこのところをね、やって行かなきゃいけないなって

いうふうに思っております。

どっちにしてもそこに搬入されなければいけないという状況になっておりますので、ですので、やはり酒々井町、佐倉市共に、このごみの減量化ということを本当に真剣に取り組んで行かなきゃいけないなというふうに思ってます。

前回質問した時に、各酒々井町さん、佐倉市の対応でやってますっていう、言いましたけれども、ぜひ、こちらね、清掃組合でも音頭を取って、しっかりとやっていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（村田穣史）　事務局長。

○事務局長（鈴木則彦）　はい、事務局長の鈴木でございます。そうですね、確かに新井総合へは23年度から委託しているという事もございます。

実際には、毎年入札によって、この業者を決めていうのもございます。

実際、新井総合は、議員の仰っている事、問題があるということは一応認識はしておりますが、今のところ県の方での営業許可、処分場の許可は出ているという状況ではございまして、入札の結果、新井になっております。新井総合以外にもですね、県内では、数か所、残渣を処分してくれるところがあろうかと聞いておりますので、議員にご提案頂いたことも含めて、清掃組合としてこの問題を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田穣史）　他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田穣史）　質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

◎討論

○議長（村田穣史）　これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田穣史）　討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

◎採決

○議長（村田穣史）　これより採決を行います。議案第１号を採決いたします。

本案について認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（村田穣史）　挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決しました。

議案第２号を採決いたします。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（村田穣史）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（村田穣史）　以上をもちまして、令和５年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

（午後　２時００分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議　　長　　村　田　　穣　史

署名議員　　綿　貫　　薫

署名議員　　小早稲　　美　穂